

# 岩手県立病院等の経営計画における 公立病院経営強化ガイドラインへの 対応について

岩手県医療局

# 現経営計画の改定に係る検討状況について

- 現経営計画は、第7次医療計画(現岩手県保健医療計画)の内容を踏まえるため、医療計画から1年遅れの令和元年度から令和6年度までを計画期間とし策定している。(令和3年度に中間見直しを実施)
- 次期経営計画も、第8次医療計画(次期岩手県保健医療計画)や、公立病院経営強化ガイドラインの内容を踏まえ、令和7年度から6か年を計画期間とし、令和6年度に策定する。
- なお、ガイドラインを踏まえ、令和5年度中に対応が必要と考えられるもの(新興感染症、デジタル化、医師の働き方改革への対応等)については、先行して今年度中に現経営計画を改定して対応することとし、次の1~3の内容を現経営計画の実施計画に追加する。

## 1 新興感染症への対応について

新興感染症の発生及びまん延時における医療については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、令和5年度中に策定予定の予防計画等に沿って、病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の確保等に関する協定を締結し、公立病院としての役割を地域で果たしていく。

## 2 医療現場のデジタル化について

20病院への電子カルテの導入等、これまでの取組実績を踏まえ、医療の質の向上、働き方改革の推進及び病院経営の効率化に向けて次の取組を進めていく。

- オンライン診療の導入
- 電子処方箋、診療報酬改定DX等
- 電子カルテのデータ標準化や機能強化
- 国が進める医療情報プラットフォームの状況等を踏まえた診療情報共有の取組への参画
- セキュリティ対策の徹底

## 3 医師の働き方改革について

医師の時間外労働規制が令和6年度に開始されることや、医師のワークライフバランスを考慮し、業務の負担軽減を図るため、次の取組を進めていく。

- 勤務時間管理システムによる労働時間の適正管理
- 医師労働時間短縮計画等に基づく時間外労働時間の短縮の取組
- 宿日直許可や特定労務管理対象機関の指定の取得
- 各種情報システムの活用やオンライン診療の導入
- 意識改革・啓発等のための研修会の実施
- 県民理解の醸成

- 1 計画期間 令和元年度～令和6年度
- 2 計画の概要
  - (1) 基本理念・基本方針・基本方向
  - (2) 県立病院が担うべき役割と機能
  - (3) 実施計画
    - ・各病院の役割、機能
    - ・職員配置計画
    - ・収支目標 等
- 3 計画の進行管理

- ・ 新公立病院改革ガイドライン（H27総務省）に定める「新公立病院改革プラン」としても位置付け
- ・ 岩手県保健医療計画2018－2023の内容を踏まえたもの

# 実施計画の概要

## (1) 県立病院間・他の医療機関及び介護施設等を含めた役割分担と地域連携の推進

【県立病院群の一体的・効率的な運営】

- 基幹病院に医療技術職員等を重点的に配置するとともに、圏域内での効率的な職員の配置、支援体制の構築等、一体的な運営に向けて取り組みます。

【病床機能適正化】

- 一般病床及び療養病床の病床利用率が、「新公立病院改革ガイドライン」に示されている過去3年連続して70%未満となっている病院については、地域の医療ニーズを考慮したうえで、病床機能、病床数・病棟数の見直しを行う。

【他の医療機関・介護施設等との役割分担と連携】

- 地域医療構想調整会議の協議状況や地域の医療ニーズ等を随時把握し、病院ごとの役割・機能を見直す。
- 高齢者人口がピークを迎え団塊の世代が75歳以上となる2025年までに各市町村が地域包括ケアシステムを構築する必要があることから、市町村や介護施設等と連携して地域包括ケアシステム構築に参画する。

## (2) 良質な医療を提供できる環境の整備

【医療の質の確保】

- クリニカルパスの精度を高めるとともに、患者のQOLに配慮した運用が図られるよう、ベンチマークの活用による標準化や各病院のDPC分析によりパスの見直しを推進する。

【病院の施設・設備の整備】

- 高度医療機器を整備する際は、地域ニーズや圏域内の整備状況を考慮したうえで、その必要性、有用性等を十分に精査し、効率的な整備を進める。

## (3) 医師不足解消に向けた医師の育成・確保と医師の負担軽減に向けた取組の推進

【医師の育成・確保】

- 関係大学等への継続した派遣を要請するとともに、招聘の可能性の高い医師に対して重点的にアプローチするなど、即戦力医師の招聘活動を継続する。
- 若手医師が、初期臨床研修医から新専門医制度に対応した県立病院の専門研修プログラム専攻医として勤務しながらキャリアアップが図られるよう、県立病院が連携して体制整備を図り、専門医を養成する。

【医師の業務負担の軽減】

- 政府の医師の働き方改革に関する検討会での議論を踏まえ、タスク・シフティング（業務の移管）やタスク・シェアリング（業務の共同化：複数主治医制）等を推進する。
- 男性医師、女性医師ともに働きやすい職場環境となるよう、育児短時間勤務制度など多様な勤務形態による支援を行う。

## (4) 職員の資質向上と患者数等の動向や新規・上位施設基準の算定を踏まえた人員の適正配置

【人材の育成・確保】

- 医師の判断を待たずに、医師の指示のもとに作成された手順書に従い一定の診療補助を行うことが出来る特定行為に係る看護師や認定看護師等を計画的に養成する。

【働きやすい職場環境】

- ワークライフバランスを考慮した多様な勤務形態の導入に向けた取組みを推進する。
- 業務の見直しと職員の意識改革を通じて超過勤務の縮減や年次休暇の取得の促進に取り組む。

【職員の適正配置】

- 医療の質の向上や安全安心な医療の提供、職員の負担軽減、人材育成などを進めながら職員の適正配置を図る。

## (5) 持続可能な経営基盤の確立

【収益の確保】

- 診療報酬改定内容の的確な把握に努め、診療報酬改定説明会や各病院の届出状況の情報共有により、新規・上位施設基準の早期算定に向けた院内体制等の整備に取り組む。

【費用の効率的執行】

- 必要な人材を確保するため適正な給与水準を維持するとともに、業務の見直しと職員の意識改革を通じて超過勤務の縮減に取り組む。

# 今後のスケジュールについて

前回協議資料

- 現経営計画は、第7次医療計画（現岩手県保健医療計画）の内容を踏まえるため、医療計画から1年遅れの令和元年度から令和6年度までを計画期間とし策定している。（令和3年度に中間見直しを実施）
- 次期経営計画も、第8次医療計画（次期岩手県保健医療計画）や、公立病院経営強化ガイドラインの内容を踏まえ、令和7年度から6か年を計画期間とし、令和6年度に策定する。
- なお、ガイドラインを踏まえ、令和5年度中に対応が必要と考えられるもの（医師の働き方改革、新興感染症、デジタル化への対応等）については、先行して今年度中に現経営計画を改定して対応する。

時期 (予定)	地域医療構 想調整会議	現経営計画の改定	次期経営計画の策定
R5.8月頃	R5年度 (1回目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインへの対応方針の提示</li> <li>・今後のスケジュールの提示</li> </ul>	
R5.11月頃	R5年度 (2回目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案の提示及び意見交換</li> </ul>	
R6.2月頃	R5年度 (3回目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終案の提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方向性の提示</li> </ul>
R6.8月頃	R6年度 (1回目)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案の提示及び意見交換</li> </ul>
R6.11月頃	R6年度 (2回目)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終案の提示</li> </ul>

新興感染症（R6～）、デジタル化、医師の働き方改革対応（R6～）への対応

パブリックコメント実施

現経営計画改定（R6.3）

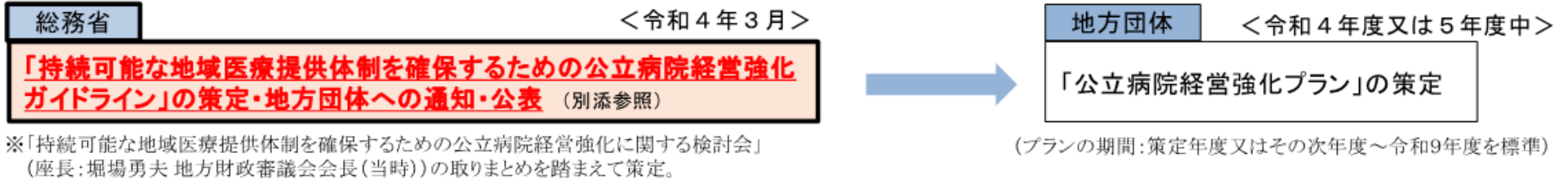
パブリックコメント実施

次期経営計画改定

※作業の進捗状況により前後する場合があります。

- 公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化を推進。

## 1. 公立病院経営強化ガイドラインについて



※「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」(座長: 堀場 勇夫 地方財政審議会会長(当時))の取りまとめを踏まえて策定。

## 2. 公立病院経営強化に係る地方財政措置における対応

地方団体が「公立病院経営強化プラン」に基づき公立病院の経営強化に取り組めるよう、地方財政措置を拡充・延長

### (1) 機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債(特別分)の拡充・延長

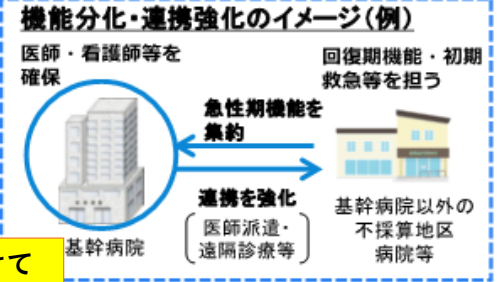
- ① 病院の整備費全体を対象経費とする要件の見直し  
複数の病院を統合する場合のほか、基幹病院が不採算地区病院への支援を強化し、その機能を維持する場合も対象に追加

### ② システム関係の対象経費の拡充

経営統合に伴うシステム統合をする場合のほか、医療情報の連携のための電子カルテシステムの統一等をする場合も対象経費に追加

### (2) 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

- ・ 看護師等の医療従事者の派遣、診療所への派遣を追加
- ・ 派遣元病院に対する措置を拡充(繰出額に対する措置の割合 0.6→0.8)



### (参考) 公立病院改革の経緯

岩手県医療局では、経営計画を旧ガイドライン上の「プラン」として位置づけており、新ガイドラインへの対応についても、経営計画をプランとして位置付ける。

H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		
旧公立病院改革ガイドライン(H19年12月)							新公立病院改革ガイドライン(H27年3月)										
プラン策定							プラン策定										
プラン対象期間							プラン対象期間										
地方財政措置							地方財政措置										
							延長		暫定延長								



# 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

(令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知)

## 第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで**再編・ネットワーク化、経営形態の見直し**などに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態**。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点**を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

## 第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期期 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

### 公立病院経営強化プランの内容

#### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

#### (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

#### (3) 経営形態の見直し

#### (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

#### (5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

#### (6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

## 第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

## 第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

## 第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。